

現在、弊社製品「蝦眼（エビアイ）サイドミラーS503」（以下、S503とする）の模倣品が市場に出回っています。模倣品を販売する会社またはネットショップ（以下、M社とする）が不正競争防止法第2条1項で禁止されている「形態模倣品商品の提供行為」及び「周知表示混同惹起行為」を行った恐れがあります。弊社製品 S503 のご購入の際は、模倣品とお間違いないようお願ひいたします。

S503 は弊社が実用新案権（技術評価6）を保有する「短時間で取り付け可能な電子サイドミラーシステム」をもとに商品化した製品で、カメラ、シガープラグ電源、モニターで構成され、素人でも簡単取り付けができることが特徴となっています。

M社はまるで弊社 S503 製品と同一或いは類似商品であるかのような商品形態で、模倣品を大々的に宣伝・販売することで、弊社の製品販売に大きな影響をもたらしています。

弊社はその模倣品をネットショップから購入し、商品形態を弊社の S503 と比較してみました。ただし、模倣品の商標は隠すこととします。

商品全体の構成

弊社製品（S503）



M社の模倣品



1. カメラ：

弊社 S503 のカメラ



配線は車体に貼るだけで固定する

M社模倣品のカメラ



配線は車体に固定することができない

2. シガープラグ：

弊社 S503 のシガープラグ



M社模倣品のシガープラグ



3. モニター:

弊社 S503 のモニター



M社模倣品のモニター



弊社 S503 のモニターは上記左側図のように専用スタンドでモニターの下の部分がダッシュボード上に固定できるような形が特徴です。M社模倣品のモニターは上記右側図の通り、付属スタンドによりモニター部分は浮いた形状となっていますが、商品宣伝動画には、まるで弊社製品と類似しているかのようにモニターの下の部分はダッシュボードに固定できるような形に見せかけています。

M社模倣品の宣伝動画の中に、モニターを以下のような形で紹介されていますが、



実際の商品は、以下の形になります（モニターの下の部分が浮いている）。



弊社 S503 のモニター



弊社 S503 のモニターと M社模倣品モニターの比較



以上をまとめると、模倣品は、

1. カメラは、区別がつかない同じ形態のものを使用（ただし、配線は丸形で車体に固定することができない）
2. シガープラグは、類似形態のものを使用
3. モニターは、まるで弊社 S503 と同じように下の部分がダッシュボードに固定できるような形に見せかける

最後に、模倣品の化粧箱には、製造者または販売者の情報が一切記載されていません。ご注意ください。

以上の内容は、2022年6月25日時点に確認できた模倣品の情報です。

模倣品の状況が変わり次第、情報を変更させて頂く場合がございます。